平成２８年（フ）第１４２１号
横浜市港北区新吉田東６丁目61番17号　メゾンドクロエ202号室
債務者　喜多　　豊
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４２２号
横浜市港北区新吉田東６丁目61番17号　メゾンドクロエ202号室
債務者　喜多　恵里
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６３９号
横浜市磯子区久木町23番21号　ヴィラ・フィオーレⅠ―203号
債務者　佐林　史織
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６０４号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目13番地１　東白楽三和プラザⅡ　701号
債務者　松木　広光
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６１６号
神奈川県藤沢市善行団地３番７―306号
債務者　小野寺孝夫
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１号
沖縄県宜野湾市野嵩２丁目32番６―101号　エディフィシオシマ
債務者　新垣　リナ
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１１６号
沖縄県沖縄市照屋１丁目32番１号　比屋根ビル
債務者　比屋根栄次
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１０６１号
横浜市神奈川区神大寺２丁目18番９号　片倉東パークホームズ103号
債務者　堀　　啓子（旧姓朝倉）
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６２号
山形県天童市泉町１丁目11番13号
破産者　水田　義弘
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８号
山形市大字黒沢279番地の２
破産者　ユウフーズこと　岩松　正夫
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８３号
富山県南砺市城端1109番地26、開始決定時の住所富山県砺波市柳瀬803番地８
破産者　ティーアールこと　髙畑　剛春
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第５９号
静岡県浜松市中区城北２丁目38番13号　新棒屋第一城北ハイツ201、前住所静岡県浜松市中区東伊場１丁目20番609号　サンコート浜松
破産者　小田　富康
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
静岡県浜松市東区半田山３丁目39番１号、前住所静岡県浜松市東区半田山４丁目40番６号　マンショントトロ401
破産者　戸梶　匡治（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
堺市北区新金岡町３丁３番13―402号、開始決定時の住所堺市北区新金岡町５丁５番412号
破産者　西村雑穀こと　西村　**廣**次
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
堺市北区新金岡町３丁３番13―402号、開始決定時の住所堺市北区新金岡町５丁５番412号
破産者　西村　加世
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
堺市東区日置荘西町５丁18番21―203号
破産者　安田　　敦
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係